

○三島市快適な空間を保全するための公共施設における喫煙の防止等に関する条例
施行規則

平成17年12月16日

規則第72号

改正 平成23年2月25日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、三島市快適な空間を保全するための公共施設における喫煙の防止等に関する条例(平成17年三島市条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定区域の指定に係る告示事項等)

第2条 条例第8条第3項の規定で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 快適空間指定区域(以下「指定区域」という。)を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除する範囲
- (2) 指定区域を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除する期日
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、指定区域を指定したときは、当該区域内にこれを表示する標識を設置するものとする。

(勧告書)

第3条 条例第9条第1項の規定による勧告は、別記様式による勧告書により行うものとする。

(勧告に係る公表事項等)

第4条 条例第9条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 勧告に従わなかった者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
- (2) 勧告に従わなかった者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- (3) 勧告の内容及び当該勧告に従わなかった事実
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 条例第9条第2項の規定による公表は、市の広報紙への掲載その他の市長が適当と認める方法により行うものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年規則第3号)

この規則は、平成23年7月1日から施行する。